平成２２年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市本名町30番地
債務者　柳田　文秋
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
鹿児島県日置市伊集院町郡１丁目77番地コーポ家村Ａ202
債務者　元吉　章郎
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目12番21号今釜マンション201号
債務者　山下　雅之
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目２番22号
債務者　林　　昭夫
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４号
鹿児島県指宿市西方318番地県営大園原団地543
債務者　山口　昇子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第８７号
群馬県桐生市川内町２丁目646番地の２
債務者　百瀬美惠子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８８号
群馬県桐生市美原町４番17号
債務者　村橋　滋子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１０８号
富山県射水市桜町17番14号
債務者　尾崎　輝美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７３号
岐阜県可児市兼山404番地１　リバーサイド壱番館１－Ａ
債務者　石井　　力
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１２６号
滋賀県東近江市宮川町683番地128
債務者　和澤　靱彦
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１２７号
滋賀県東近江市宮川町683番地128
債務者　にがりやこと　和澤　節子(旧姓荒堀)
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１３３号
滋賀県東近江市宮川町688番地221
債務者　安本　留美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１３８号
滋賀県近江八幡市中村町48番地５　３－Ｄ号、前住所滋賀県近江八幡市井町229番地１－204号
債務者　平野　譲樹
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４４号
滋賀県愛知郡愛荘町野々目201番地３
債務者　宮本恵理華
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５４号
滋賀県彦根市肥田町915番地29　２－404号
債務者　益田　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６８２号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地37－404
債務者　川崎　優也
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
京都市東山区三条通白川橋東入２丁目西町126番地京都滋賀県人会館内マンション414号
債務者　ふくやま画廊こと　福山　建宏
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係